

前橋市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成28年6月23日に提出された前橋市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年8月10日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

内 監  
平成28年8月8日

前橋市長 山 本 龍 様

前橋市監査委員	赤 川 常 己
同	田 子 一 夫
同	横 山 勝 彦
同	小 林 岩 男

前橋市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

このことについて、平成28年6月24日付けで受理した前橋市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づく監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

記

- 1 請求に対する判断  
監査請求できる要件を欠いており、却下する。
- 2 監査結果  
別添のとおり

## 前橋市職員措置請求監査結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

#### 2 請求書の提出日

平成28年6月23日

#### 3 請求の内容

請求人から提出された請求書による主張の要旨及び措置請求は、次のとおりである。(事実証明書の内容は省略した。)

##### (1) 請求の要旨

建築指導課職員は、建築物等の建築確認申請書及び検査手数料を、申請時に提出・納付させることになっている。

平成27年末頃、市内店舗が既存建物の南側と西側周囲に幅1m以上にわたって庇状の建築物を増築したことを、請求人が通行中に目撃確認した。市は、この建築物について、当然建築確認申請をさせる必要があったが、それを見逃したため、現在、違法状態にあると思われる。

市内店舗及びその企業グループは、過去、開発許可・建築確認違反を繰り返しているにもかかわらず、市は常時の監視・指導を怠り放置している。この結果、今回も違反ではないかと言える事案が発生し、手数料徴収の機会を逸し、市の手数料収入に損害を与えた。

このため、建築指導課職員に、該当する損害額を賠償させるとともに、再発防止に努めさせる必要がある。また、違反事例を早期に発見するため、市内の巡回を強化する方策を講ずるよう勧告を求める。

#### 4 請求書の要件審査

請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成28年6月24日に受理を決定した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象項目

請求の要旨から、以下の事項を監査対象項目とした。

- (1) 建築確認申請に係る手数料を徴収しなかったことが、違法もしくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実にあたるか。

(2) 建築確認申請に係る手数料を徴収しなかったことにより、市に損害が発生しているか、又は発生する可能性があるか。

(3) 以上の結果を踏まえ、請求人から求められた措置を行う必要があるか。

## 2 監査対象部局

監査対象部局は都市計画部建築指導課とした。

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定により、平成28年7月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人は、持参した「住民監査請求（前橋市職員措置請求書）の陳述要旨」により、本件請求の趣旨の補足を行った。

## 4 監査対象部局の書類の提出及び関係課職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関する資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成28年7月13日に都市計画部建築指導課長、同課課長補佐兼審査第一係長及び同課開発係長から請求書に記載された内容に対する陳述の聴取を行った。

## 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

### 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

#### (1) 建築確認申請

##### ア 建築確認申請の概要

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項によれば、建築主は建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。

また、同法第6条第2項では、「前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し又は移転しようとする場合で、その増築、改築、又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。」とされている。

なお、床面積の算定については、「十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算定しない」こととされている。（昭和61年4月30日建設省住指発第115号、特定行政庁建築主務部長あて住宅局建築指導課長通知）

## イ 本件の状況

当該店舗は、前橋都市計画区域内の市街化調整区域（防火地域及び準防火地域外）に存在し、建物増築部分（以下、「当該増築部分」という。）は、既存建物の南側と西側周囲に庇状に増築されたものである。当該増築部分に係る建築確認申請は提出されていないが、当該増築部分の屋内的用途での利用は、自動販売機設置部分の 4.31 m<sup>2</sup>であることが、建築指導課の調査で確認されている。

### (2) その他の事実関係の確認

前述したもののほか、次の事項について確認した。

#### ア 建築確認申請手数料の収納と受付状況について

建築確認申請手数料の収納手続きが、本市財務規則等にのっとり適正に行われていることを確認した。

平成27年度 手数料収入：16,665,000円、申請件数：748件

#### イ 建築確認申請の制度等についての周知状況について

本市のホームページ上で、建築確認申請に係る制度や手数料の金額等が掲載されていることを確認した。

#### ウ 平成27年度中の違法建築物等に関する指導監督状況について

違反建築防止週間中（平成27年10月15日～10月21日）に市内66箇所の一斉公開パトロール調査を行い、この期間以外に巡回パトロールを125箇所行ったことを建築指導課から提出された文書で確認した。

## 2 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

地方自治法第242条第1項は、住民監査請求について、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出、財産の取得又は契約の締結等の財務会計上の行為若しくは違法・不当に公金の賦課・徴収又は財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止・是正又は怠る事実を改めるか若しくは、当該行為又は怠る事実によって当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

請求人は当該増築部分の建築確認申請手数料を本市が徴収していないことが違法・不当に公金の徴収を怠る事実にあたり、手数料徴収の機会を逸し、市の手数料収入に損害を与えたとして、本市職員に損害額を賠償させ、市内の巡回を強化させることを求めているものと解される。

住民監査請求は、前述のとおり、職員の財務会計上の違法・不当な行為又は怠る事実によって、当該地方公共団体のこうむった損害を補填させるために必要な措置を求めることができるものである。

これを本件についてみると、請求人は、請求書において「当然建築確認申請をさせる必要があった。」と本市職員の怠りを主張しているが、前述のとおり、建築基準法第6条第1項では、建築主は、「当該工事に着手する前に」確認の申請書を提出することとされている。また、本市建築基準法関係手数料条例第2条によれば、「確認を申請する者は」手数料を納付しなければならないとしている。これらの規定は、建物の建築確認申請に関する申請行為の義務を建築主に負わせており、建築主が、建築確認申請の提出をせず、結果として本市に申請手数料が収納されなかったとしても、本市職員の違法・不当な公金の徴収の怠りであるとは認められない。

次に、請求人は請求書において「手数料徴収の機会を逸し、市の手数料収入に損害を与えた。」と、主張しているが、地方公共団体の歳入である手数料とは、地方自治法第227条で「特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされ、受益者負担として、役務を提供するために要する経費の実費弁償的な意味合いを持つものと解される。本件では請求人の主張のとおり当該増築部分について、建築主から本市へ建築確認申請は提出されておらず、審査を行っていない。このことから、本市は建築主に対して、何ら役務を提供しておらず、行使すべき債権を有しているとは言えない。

加えて建築確認申請は、建築基準法第6条の2において、民間の指定確認検査機関への申請も認められており、本市へ申請手数料の収入が当然に予定されるものではない。

つまり、本件増築部分について建築確認申請が必要であったか不必要であったかにかかわらず、本市職員に怠りはなく、本市に財産的損失は発生しておらず、発生する可能性もない。

さらに、請求人は請求書において、損害賠償と違反事例を早期に発見するため巡回の強化を求めている。しかしながら、前述のとおり本市に損害は発生していないことから、本市職員が賠償すべき債務はない。また、住民監査請求の対象となる事項は、地方自治法第242条第1項で、財務会計上の行為又は怠る事実限定されており、請求人の求める事項は、住民監査請求の対象とならない。

よって、本件は監査請求できる要件を欠いており、これを却下する。